

各務原市指定公園の維持管理に関する要綱

(平成29年3月30日決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、市が管理する都市公園及び都市公園に準ずる公園、広場、緑地等（以下「公園等」という。）であって地域の住民にとって身近な公園等として市長が指定するもの（以下「指定公園」という。）の日常的な維持管理の一部を当該地域の住民が行うことにより、地域の住民の公園等への愛着の形成及び指定公園の円滑な維持管理を図ることを目的とする。

(維持管理の委託)

第2条 市長は、指定公園の日常的な維持管理の一部を、指定する自治会等（以下「指定自治会等」という。）に委託するものとする。

2 前項の規定による委託の内容は、次の維持管理業務のうちからそれぞれ受託する指定自治会等と協議して定めるものとする。

- (1) 日常的な清掃
- (2) 緑地帯又は芝生広場の除草
- (3) 低木の剪定
- (4) トイレの清掃

3 指定自治会等は、指定公園が当該自治会等を構成する区域内に存する等の事情を考慮して定めるものとする。

4 委託契約は、指定自治会等を代表するものとして、各務原市自治会連合会と締結するものとする。

(支払先)

第3条 委託料は、指定自治会等に直接支払うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。